

## 【令和5・6年度建設工事入札参加資格審査】に関するQ&A

Q：申請時期はいつですか？

A：令和5年1月10日（火）～令和5年2月3日（金）（**郵送のみ受け付け**）です。  
**令和5年2月3日（金）必着でお願いします。**

Q：様式及び要領はどちらから入手できますか？

A：西原町HPよりダウンロードして下さい。

Q：パソコン（電算処理）を使用できる環境に無い場合の申請方法は？

A：原則、本町は申請書様式は電子データの提出（指定様式以外は紙ベースでの申請）  
ですので、ご検討をお願いします。（行政書士等への依頼）どうしても不可能な場合は  
担当者と相談して下さい。

Q：申請方法は？

A：新型コロナ感染拡大防止のため、**郵送のみ受け付け（2月3日（金）必着）**

Q：経営規模等評価結果通知書の期限はいつまでのものを提出ですか？

A：最新の通知書をお願いします。申請時点（1月）で有効期限がのこっているもの又は、  
沖縄県へ申請中の場合は、受付申請の写しを提出して下さい。

Q：社会保険料納入確認書の写しについて

A：県内事業者 → **経営規模等評価結果通知書**で確認できる場合は提出不要です。  
個人事業所で従業員が4人以下 → 理由書を提出。（様式は任意）  
県外事業者 → 不要。

Q：健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書について

A：県内事業者 → 必須。（報酬額は墨消し）  
個人事業者で従業員が4人以下 → 不要。ただし、雇用保険被保険者証の写しを提出。  
県外事業者 → 不要。

Q：市町村民税完納証明書について

A：県内事業者 → 本店所在地の市町村より。**支店及び営業所が西原町にある場合は、  
西原町分も併せて提出。**  
個人事業者 → 市町村民税及び国保税分も提出。  
県外事業者 → 不要。

**※直近2年分**

**※これまで「滞納が無い」という証明書でも可能。**

Q：県税納税証明書について

A：県内事業者 → 必須。法人事業税。法人県民税。  
個人事業者 → 必須。個人事業税。  
県外事業者 → 不要。

Q：国税納税証明書について

A：法人事業者 → 必須（様式：その3の3）  
個人事業者 → 必須（様式：その3の2）

Q：委任状とは？

A：県外・県内問わず、**本店から支店に権限を与えられている場合に提出。**  
様式は自由ですが、原本提出となります。

Q：申請業種に数の制限はありますか？

A：ありません。建設業許可及び経営審査を受けていれば申請可能です。

Q：電算入力表の許可区分とは？

A：建設業許可を受けている区分です。  
一般建設業 → 1。 特定建設業 → 2。

Q：電算入力表の等級とは？

A：現在受けている最新の県ランクです。（土木、建築、電気、管、舗装の5業種です。  
県ランクが無い場合は、一般建設業の場合1を、特定建設業の場合2を記入して下さい）  
**※県外事業者については、「未記入」**

Q：電算入力表の資格者数について

A：**重複可能です。**1名で複数資格をお持ちの場合は複数記入をお願いします。

Q：工事とコンサル両方を申請したいのですが、いつ申請したらよいですか？（割り振り時期が異なっている）

A：どちらかの割り振りされている期間内に同時申請して下さい。

例) 建設工事（令和3・4の登録番号） → 1  
コンサルタント（令和3・4の登録番号） → 400

**今回の申請では、令和3・4の登録番号で申請時期を割り振っておりますので、どちらかの現登録番号の申請時期に郵送して下さい。**

Q：上記同様、行政書士さんからの場合（複数業者の申請）

A：随時受付しています。

Q：登録番号とは？

A：登録番号とは、**前回申請時の受付番号**の事です。

例) 工事は「A-〇〇」、コンサルは「B-〇〇」

Q：沖縄県に入札参加資格申請をしていないと西原町へ申請できないのか？

A：**申請できます。**  
沖縄県に申請せず、西原町だけに申請する場合は「技術者名簿」等に沖縄県の受付印がなくても大丈夫です。

Q：完成工事高は「2年平均」とあるが、「3年平均」で提出してもよいでしょうか？

A：「3年平均」での提出も可能です。